

「ストレスチェック」実施促進のための 助成金のご案内

従業員数50人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェック※を実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導など※を実施した場合、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひ、ご活用ください。

※「ストレスチェック」と「面接指導の実施」は、労働安全衛生法第66条の10第1項から第6項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」などのことをいいます。

＜助成金を受けるためには＞

◆平成27年度助成金との変更点について◆

他の小規模事業場と団体を構成する必要はありません。



助成金の支給申請をする前に、支給要件を満たしているかの確認を受けるため、あらかじめ労働者健康安全機構への届出が必要になります。

助成金の支給には、次の5つの要件を全て満たしていることが必要です。

1. 労働保険の適用事業場であること。
2. 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。
3. ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
(登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること)
4. 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
5. ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

＜助成対象・助成額＞

助成金の支給対象及び助成額は、次のとおりです。

1. ストレスチェック（年1回）を行った場合
1 従業員につき**500円**を上限として、その実費額を支給。
2. ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
1 事業場あたり、産業医1回の活動につき**21,500円**を上限として、その実費額を支給。
(支給対象とする産業医活動は、1事業場につき年3回を限度とする。)

【支給対象となる産業医活動の例】

- ・ ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・ 面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など

<助成金ご利用の流れ>

①登録の届出（労働者健康安全機構へ）

提出書類：ストレスチェック助成金事業場登録届

添付書類

- ・選任した産業医との契約書の写
- ・産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類の写
- ・事業場の労働保険概算・確定申告書などの写
- ・ストレスチェックの実施を別機関が行う場合には様式第1-2号及び実施者の要件を備えていることを証明する書類の写
- ・事業場あての返信用封筒（通知書返信用）

届出期間：平成28年4月1日から11月30日まで

※ただし、届出期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。



通知書受理後3か月以内に

- ②ストレスチェックの実施について、産業医からの助言、労使での審議、従業員への説明・情報提供
- ③ストレスチェックを実施、従業員への結果の通知
- ④ストレスチェックに係る産業医による面接指導などの実施



⑤助成金支給申請（労働者健康安全機構へ）

提出書類：助成金支給申請書（ストレスチェック実施者と産業医の確認が必要）

添付書類：ストレスチェック実施者と産業医への費用の支払いを証明する書類

申請期間：平成28年4月15日から平成29年1月31日まで

※ただし、申請期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。

➤ お問合せ先 届出・申請先

独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒212-0013

神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館17階

電話番号 044-556-9866

ホームページ

<http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>

※各種様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

（平成28年4月）

従業員 50 人未満の事業場の事業主の方へ

「ストレスチェック」実施促進のための 助成金の手引（平成 28 年度版）

従業員数 50 人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひ、ご活用ください。

※この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

<助成対象・助成金額>

ストレスチェック後の面接指導を実施する産業医を選任し、

- 1 ストレスチェック（年 1 回）を行った場合、
 - 1 従業員につき 500 円を上限として、その実費額を支給
- 2 ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合、
 - 1 事業場あたり産業医 1 回の活動につき 21,500 円を上限として、その実費額を支給（1 事業場につき年 3 回を限度）



独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部

用語の説明

■ ストレスチェック

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 10 第 1 項に規定されている「心理的な負担の程度を把握するための検査」のことをいう。

■ ストレスチェックの実施者

ストレスチェックの実施主体となれる者として労働安全衛生法第 66 条の 10 第 1 項に規定されている「医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者」であって、実際にストレスチェックを実施する者のことをいう。

■ 産業医

労働安全衛生法第 13 条第 2 項の要件を備えた医師のことをいう。

■ 面接指導

労働安全衛生法第 66 条の 10 第 3 項に規定されている「ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者であって、ストレスチェックを行った実施者が面接指導を受ける必要があると認めた者に対する面接指導」のことをいう。

■ ストレスチェックに係る産業医活動

労働安全衛生規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定されている「ストレスチェックの実施、ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置」のことをいう。

目 次

I	制度の概要	- 1 -
1	助成金の概要	- 1 -
2	助成金を受けるための要件	- 1 -
3	助成対象	- 2 -
4	助成金額	- 2 -
II	支給申請手続き等について	- 3 -
1	手続きの流れ	- 3 -
2	小規模事業場登録届	- 4 -
3	ストレスチェック助成金支給申請	- 5 -
4	小規模事業場登録内容変更届	- 6 -
5	審査結果の通知と助成金支給方法	- 6 -
6	助成金に係る証拠書類等の保管	- 7 -
7	不正受給	- 7 -
III	チェックリストなど	- 8 -
1	小規模事業場登録届 チェックリスト	- 8 -
2	ストレスチェック助成金支給申請書 チェックリスト	- 9 -
IV	様式一覧	- 10 -
1	ストレスチェック助成金小規模事業場登録届（様式第1-1号）	- 11 -
2	ストレスチェック実施に係る証明書（様式第1-2号）	- 12 -

3	ストレスチェック助成金支給申請書（様式第2-1号）	- 13 -
4	ストレスチェック実施報告書（様式第2-2号）	.	- 14 -
5	ストレスチェックに係る産業医活動報告書（様式第2-3号）		
		- 15 -
6	小規模事業場登録内容変更届（様式第3号）	- 16 -
7	ストレスチェックに係る産業医契約書（例1）	- 17 -
8	ストレスチェックに係る産業医契約書（例2）	- 18 -
9	ストレスチェックに係る産業医契約書（例3）	- 19 -
10	労働保険料一括納付に係る証明書	- 20 -
V	ストレスチェック制度の導入サポート	- 21 -
1	ストレスチェック制度サポートダイヤル	- 21 -
2	ストレスチェック制度実施のための研修	- 22 -
3	個別訪問による支援	- 22 -
VI	全国の産業保健総合支援センター一覧	- 23 -

I 制度の概要

1 助成金の概要

派遣労働者を含めて従業員 50 人未満の事業場が、ストレスチェックを実施し、また、産業医からストレスチェック後の面接指導等の産業医活動の提供を受けた場合に、費用の助成を受けられる制度です。

2 助成金を受けるための要件

助成金の支給申請をする前に、支給要件を満たしているかの確認を受けるため、あらかじめ労働者健康安全機構への届出が必要になります。

労働者健康安全機構で届出内容の確認後、受付番号を記載した「小規模事業場登録届受付通知書（様式第 4 号）」が送付されますので、大切に保管してください。

◆届出前に、次の 5 つの要件を全て満たしていることを必ず確認してください。

- ① 労働保険の適用事業場であること。
- ② 常時使用する従業員が派遣労働者を含めて 50 人未満であること。
- ③ ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
(登録後 3 か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること)
- ④ 事業者が産業医資格を持った医師を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
- ⑤ ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

3 助成対象

(1) ストレスチェック

年1回のストレスチェックを実施した場合に、実施人数分の費用が助成されます。

(2) ストレスチェックに係る産業医活動

ストレスチェックに係る産業医活動について、実施回数分（上限3回）の費用が助成されます。

【ストレスチェックに係る産業医活動の例】

- ・ ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・ 面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること など

4 助成金額

次の費用が助成されます。

助成対象	助成額（上限額）
①ストレスチェックの実施	1 従業員につき 500 円
②ストレスチェックに係る産業医活動	1 事業場あたり産業医 1 回の活動につき 21,500 円（上限 3 回）

※500 円と 21,500 円はそれぞれの上限額ですので、実費額が上限額を下回る場合は実費額を支給します。

Ⅱ 支給申請手続き等について

1 手続きの流れ

助成金を受け取るまでの手続きは次のとおりです。

①小規模事業場登録の届出

・必要な書類を揃えて、労働者健康安全機構へ届け出る。(4頁参照)



②登録届受付通知書の受取

・労働者健康安全機構から、届出が受理された旨の通知が届く。(6頁参照)



③ストレスチェックの実施について審議

・ストレスチェックの実施について、産業医からの助言、労使での審議、従業員への説明・情報提供などを行う。



④ストレスチェックの実施

・医師又は保健師によるストレスチェックを実施し、従業員へ結果を通知する。



⑤ストレスチェックに係る面接指導などの実施

・ストレスチェック実施後、従業員からの申出に対して面接指導などを行う。



⑥ストレスチェック助成金支給申請

・必要な書類を揃えて、ストレスチェック実施とストレスチェックに係る産業医活動の費用について、助成金の支給申請を行う。(5頁参照)



⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が支払われる。(6頁参照)

2 小規模事業場登録届

(1) 提出書類及び添付書類

■ 提出書類

- ・小規模事業場登録届（様式第1-1号）

■ 添付書類

- ・産業医との契約書（写）
- ・産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類（写）
- ・労働保険概算・確定申告書等（写）
- ・労働保険料一括納付に係る証明書（該当事業場のみ）
- ・ストレスチェック実施契約書（写）又はストレスチェック実施に係る証明書（様式第1-2号）（該当事業場のみ）
- ・ストレスチェック実施者の要件を備えていることを証明する書類（写）（該当事業場のみ）
- ・事業場宛ての返信用封筒（82円切手貼付）

(2) 届出期間

平成28年4月1日から平成28年11月30日まで（消印有効）

※ただし、届出期間中でも登録の受付を終了することがあります
のでご了承ください。

(3) 届出者

事業場の代表者が届出をしてください。

(4) 届出先

独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課 宛て

〒211-0021

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

TEL：044-431-8661 FAX：044-441-5543

3 ストレスチェック助成金支給申請

(1) 提出書類及び添付書類

■ 提出書類

- ・ ストレスチェック助成金支給申請書（様式第2-1号）

■ 添付書類

- ・ ストレスチェック実施報告書（様式第2-2号）
- ・ ストレスチェックに係る産業医活動報告書（様式第2-3号）
- ・ ストレスチェック実施者へ支払った費用の領収書（写）
- ・ 産業医へ支払った費用の領収書（写）

(2) 申請期間

平成28年4月15日から平成29年1月31日まで（消印有効）

※ただし、申請期間中でも助成金支給申請の受付を終了すること
がありますのでご了承ください。

(3) 申請者

事業場の代表者が提出してください。

(4) 申請先

独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課 宛て

〒211-0021

神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

TEL : 044-431-8661 FAX : 044-441-5543

4 小規模事業場登録内容変更届

4頁の2「小規模事業場登録届」の登録の受付後に、届出した内容に変更が生じた場合は、事業場の代表者から「小規模事業場登録内容変更届（様式第3号）」の提出が必要になります。

5 審査結果の通知と助成金支給方法

(1) 事業場登録届の通知

4頁の2「小規模事業場登録届」を届出後、内容が適当である場合は、受付番号を記載した「小規模事業場登録届受付通知書（様式第4号）」が送付されますので、大切に保管してください。受付番号は、助成金の支給申請をするときに必要になります。

また、内容が適当でない場合は、「小規模事業場登録届返戻通知書（様式第5号）」が送付されます。

(2) ストレスチェック助成金支給申請書の通知

5頁の3「ストレスチェック助成金支給申請」を申請後、内容が適当である場合は、「助成金支給決定通知書（様式第6号）」が送付されます。

また、内容が適当でない場合は、「助成金不支給決定通知書（様式第7号）」が送付されます。

(3) 支給時期及び支給方法

助成金の支給が決定された場合は、申請時の年度末までに、支給申請書に記載された金融機関の口座へ振込により支払われます。

6 助成金に係る証拠書類等の保管

助成金の支給を受けた事業者は、ストレスチェックの実施者及び産業医への支払について記録し、領収書その他支出の事実を明らかにする証拠書類を整備しておく必要があります。また、それらの書類は、助成金を受給した翌年から起算して、5年間保存してください。

7 不正受給

偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金を返還していただきます。

Ⅲ チェックリストなど

1 小規模事業場登録届 チェックリスト

小規模事業場登録届 チェックリスト

助成金の支給を受ける前に、必要な書類を揃えて届け出てください。

- ・ 届出期間：平成28年4月1日から平成28年11月30日まで（消印有効）

※ ただし、届出期間中でも登録の受付を終了することがありますのでご了承ください。

- ・ 届出先：（独）労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

提出書類	
1	<input type="checkbox"/> 小規模事業場登録届（様式第1-1号） 次の全ての要件を満たしていることを確認してください。 a 労働保険の適用事業場であること。 b 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。 c ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。 （登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること） d 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。 e ストレスチェックの実施及び面談等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。
添付書類等	
2	<input type="checkbox"/> 産業医との契約書（写） 産業医との契約において、ストレスチェック後の面接指導を実施することが含まれている必要があります。契約書に面接指導の実施に関する記述がある場合は、当該契約書の写しを提出してください。記述がない場合又は契約を締結していない場合は、様式例「ストレスチェックに係る産業医契約書」を参考に、契約を締結してその写しを提出してください。
3	<input type="checkbox"/> 産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類（写） 日医認定産業医証の写しや労働衛生コンサルタント（保健衛生）登録証の写しなどを提出してください。
4	<input type="checkbox"/> 事業場の労働保険概算・確定申告書等（写） 助成金支給申請の直近の申告書（写）を添付してください。労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料算定基礎賃金等の報告（写）と労働保険料等納入通知書（写）を添付してください。
5	<input type="checkbox"/> ストレスチェック実施契約書（写）又はストレスチェック実施に係る証明書（様式第1-2号） ストレスチェックの実施に関して、実施者と契約を締結している場合は、当該契約書の写しを提出してください。契約を締結していない場合は、実施機関等から様式第1-2号「ストレスチェック実施に係る証明書」を提出してください。 ※なお、産業医が実施も行う場合で契約書にその記載がある場合には、この様式は不要になります。
6	<input type="checkbox"/> ストレスチェック実施者の要件を備えていることを証明する書類（写） 医師、保健師、その他の厚生労働省で定める者（一定の研修を受講した看護師など）を証明する書類の写しを提出してください。厚生労働大臣が定める研修を受けなくても実施者となれる、平成27年11月30日において3年以上労働者の健康管理等の業務に従事した経験を有する看護師又は精神保健福祉士の方の場合は、それを証明する事業者からの証明書を提出してください。 ※なお、産業医が実施も行う場合で契約書にその記載がある場合には、この様式は不要になります。
7	<input type="checkbox"/> 事業場宛ての返信用封筒 事業場の住所・宛名を記入した封筒に82円切手を貼付し、提出してください。

*内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。

*登録の受付後に届出した内容に変更が生じた場合は「小規模事業場登録内容変更届（様式第3号）」の提出が必要です。

2 ストレスチェック助成金支給申請書 チェックリスト

ストレスチェック助成金支給申請書 チェックリスト

助成金の支給に当たって、必要な書類を揃えてご提出ください。

- ・申請期間：平成28年4月15日から平成29年1月31日（消印有効）

※ ただし、申請期間中でも助成金支給申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。

- ・申請先：（独）労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

提出書類	
1	<input type="checkbox"/> ストレスチェック助成金支給申請書（様式第2-1号） 「請求者」欄には、必ず事業場登録届出後に通知された受付番号を記載してください。
	<input type="checkbox"/> 「ストレスチェックの実施」と「ストレスチェックに係る産業医活動」の助成金申請は、1事業場につき、合わせて1回の申請となります。
	<input type="checkbox"/> 「3 助成金申請額」は、次の金額を記入してください。 <u>（ストレスチェック実施人数×500円）＋（ストレスチェックに係る産業医活動の回数×21,500円）</u> ただし、500円、21,500円はそれぞれの上限額ですので、実費が上限額を下回る場合は実費で計算してください。 また、ストレスチェックに係る産業医活動は1事業場につき、年3回が限度となります。 ※ストレスチェックに係る産業医活動とは、次のような活動をいいます。 （例）・ストレスチェックの実施について助言すること ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること ・ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること など
	<input type="checkbox"/> 「4 助成金振込先金融機関」欄に、記入漏れがないか確認してください。
添付書類等	
2	<input type="checkbox"/> ストレスチェック実施報告書（様式第2-2号） ストレスチェック実施日が複数日にわたる場合は、最初に実施した日と合計の人数を記載してください。
3	<input type="checkbox"/> ストレスチェックに係る産業医活動報告書（様式第2-3号） ストレスチェックに係る産業医活動を実施した場合は、活動内容等を産業医に確認の上、実施年月日を記入して提出してください。なお、産業医の署名が直筆の場合には、押印は省略しても構いません。産業医活動を実施しなかった場合は提出の必要はありません。
4	<input type="checkbox"/> ストレスチェック実施者へ支払った費用の領収書（写） ストレスチェックを実施したことが分かる内容の領収書の写しを添付してください。
5	<input type="checkbox"/> 選任産業医へ支払った費用の領収書（写） 産業医へ費用を支払ったことがわかる書類（領収書）の写しを添付してください。産業医活動を実施しなかった場合は提出の必要はありません。
6	<input type="checkbox"/> 振込先の通帳（写）等（振込先の名義、口座番号が確認できるもの） 金融機関、口座名義、口座番号が確認できる箇所の写しを添付してください。

*内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。

*偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金の返還を求めます。

IV 様式一覧

各様式とチェックリストは、独立行政法人労働者健康安全機構のホームページからダウンロードしてご利用ください。

<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1007/Default.aspx>

登録関係		
様式番号	様式名称	提出
第1-1号	小規模事業場登録届	○
-	ストレスチェックに係る産業医契約書（例）	△
第1-2号	ストレスチェック実施に係る証明書	△
-	小規模事業場登録届 チェックリスト	×
-	労働保険料一括納付に係る証明書	△
支給申請関係		
様式番号	様式名称	提出
第2-1号	ストレスチェック助成金支給申請書	○
第2-2号	ストレスチェック実施報告書	○
第2-3号	ストレスチェックに係る産業医活動報告書	△
-	ストレスチェック助成金支給申請書 チェックリスト	×
変更届		
様式番号	様式名称	提出
第3号	小規模事業場登録内容変更届	必要に応じて

○：必ず提出が必要になります。

△：・産業医契約書（例）及び様式第1-2号は、条件を満たした契約書の写しを別途提出した場合は、提出の必要はありません。

- ・労働保険料一括納付に係る証明書は、労働保険料を本社等が一括納付している場合に提出してください。
- ・様式第2-3号は、産業医活動を実施した場合は、提出してください。

1 ストレスチェック助成金小規模事業場登録届（様式第1-1号）

（様式第1-1号）

平成 年度ストレスチェック助成金小規模事業場登録届

受付No.
(記入不要)

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

届出日 平成 年 月 日

ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要領第4条に基づき、下記のとおり実施事業場の登録を届け出ます。

記

所在地	〒		
名称 代表者（役職・氏名）	（フリガナ）		
	印		
事務担当者	（フリガナ）		
	所属	氏名	電話番号
実施時期	平成 年 月	□決定・□予定（いずれかにチェック）	
労働者数	名（内派遣労働者数 名）		

【添付書類】①産業医との契約書（写）②産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類（写）③労働保険概算・確定保険料申告書等（写）④ストレスチェックの実施を別機関が行う場合には様式第1-2号及び、実施者の要件を備えていることを証明する書類（写）⑤事業場宛ての返信用封筒（※労働者数の確認のため、場合によっては、派遣元（先）管理台帳や賃金台帳等の提出を求められることがあります。）

「助成金を受けるための支給要件を満たしている」ことの確約・同意について

- 1 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場である。
 - 2 「小規模事業場登録届受付通知書」の通知の日から3か月以内にストレスチェック及び面接指導を行い支給申請をする。（届出受理の日付が11月以降であった場合は1月末日までに行う。）
 - 3 ストレスチェックの実施及び面談等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者である。
- チェックを入れた1~3のそれぞれの内容について確約・同意します。**

※確約・同意にチェックがない場合は届を受理することはできません。

※この書類に記載された情報は、助成金の支給及び厚生労働省への情報提供以外には使用いたしません。（H28.4.1）

2 ストレスチェック実施に係る証明書（様式第1 - 2号）

（様式第1 - 2号）

ストレスチェック実施に係る証明書

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

平成 年 月 日

当機関が、下記事業場の労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施する予定であることを証明します。

記

- ・所在地 _____
- ・事業場名 _____
- ・代表者（役職・氏名） _____
- ・ストレスチェック実施に係る費用 1人あたり 円/回（税込）

実施機関	_____
所在地	_____
代表者氏名（役職・氏名）	_____ ④
実施者 <input type="checkbox"/> 医師・ <input type="checkbox"/> 保健師・ <input type="checkbox"/> その他（	_____）氏名

（H28.4.1）

3 ストレスチェック助成金支給申請書（様式第2-1号）

（様式第2-1号）

平成 年度ストレスチェック助成金支給申請書

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

申請日 平成 年 月 日

【請求者】

受付番号	—	所在地			
(フリガナ)		(フリガナ)	(役職)		
名称		代表者		氏名	Ⓜ
担当者	所属	氏名		電話番号	

ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要領第5条に基づき、下記のとおり実施しましたので、助成金の支給を申請します。

記

1 ストレスチェック実施状況

実施人数	人	1人あたり	円	計	円
------	---	-------	---	---	---

詳細は、別添様式第2-2号「ストレスチェック実施報告書」のとおり

2 ストレスチェックに係る産業医活動実施状況

活動回数	回	1回につき	円	計	円
------	---	-------	---	---	---

詳細は、別添様式第2-3号「ストレスチェックに係る産業医活動報告書」のとおり

3 助成金申請額

円

4 助成金振込先金融機関

（口座番号については右詰で左余白は0を記入し7桁とする。）

金融機関名					本・支店名					預金種目	普通	当座
銀行コード				支店コード			口座番号					
フリガナ												
口座名義												

【添付書類】 ①実施者への支払を証明する領収書の写し ②産業医活動があった場合、産業医への支払を証明する領収書の写し
③振込先の通帳（写）等（振込先の名義、口座番号等が確認できるもの）

(H28.4.1)

4 ストレスチェック実施報告書（様式第2-2号）

（様式第2-2号）

ストレスチェック実施報告書

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要領第5条に基づき、下記のとおりストレスチェックを実施しましたので報告します。

記

1 ストレスチェックを実施した事業場名

事業場名	
------	--

2 ストレスチェック実施日

実施日	平成 年 月 日	実施人数	人
-----	----------	------	---

3 ストレスチェック費用

合計額	円（税込）
-----	-------

平成 年 月 日

実施機関

所在地

代表者氏名（役職・氏名）

印

実施者 医師・保健師・その他（ _____ ）氏名

(H28.4.1)

5 ストレスチェックに係る産業医活動報告書（様式第2－3号）

（様式第2－3号）

ストレスチェックに係る産業医活動報告書

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要領第5条に基づき、下記のとおりストレスチェックに係る産業医活動を実施しましたので報告します。

記

1 ストレスチェックに係る産業医活動を実施した事業場名

事業場名	
------	--

2 ストレスチェック実施に係る産業医活動実施状況

1回目 実施日	平成 年 月 日
活動内容	1.ストレスチェック実施後の面接指導の実施 (人)
	2.面接指導の結果について、事業者への意見陳述 (人)
	3.ストレスチェック実施についての助言
	4.ストレスチェックの結果について、集団分析を実施
	5.その他ストレスチェックに係る産業医活動 (具体的に:)
2回目 実施日	平成 年 月 日
活動内容	1.ストレスチェック実施後の面接指導の実施 (人)
	2.面接指導の結果について、事業者への意見陳述 (人)
	3.ストレスチェック実施についての助言
	4.ストレスチェックの結果について、集団分析を実施
	5.その他ストレスチェックに係る産業医活動 (具体的に:)
3回目 実施日	平成 年 月 日
活動内容	1.ストレスチェック実施後の面接指導の実施 (人)
	2.面接指導の結果について、事業者への意見陳述 (人)
	3.ストレスチェック実施についての助言
	4.ストレスチェックの結果について、集団分析を実施
	5.その他ストレスチェックに係る産業医活動 (具体的に:)

※該当する項目に○印をつけてください。

平成 年 月 日

産業医氏名

Ⓔ

(H28.4.1)

6 小規模事業場登録内容変更届（様式第3号）

（様式第3号）

平成 年度 小規模事業場登録内容変更届

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

届出日 平成 年 月 日

所在地	〒		
名称 代表者 (役職・氏名)	(フリガナ)		
	印		
事務担当者	(フリガナ)		
	所属	氏名	電話番号

ストレスチェックの実施及び体制の整備に対する助成金支給要項第6条により、下記について変更が生じたので、届け出ます。

1 変更事項

受付番号	
変更前	
変更後	

※変更の内容がわかる書類を添付してください。

2 変更の理由

--

3 事実発生日

平成 年 月 日

(H28. 4. 1)

7 ストレスチェックに係る産業医契約書（例1）

ストレスチェックに係る産業医契約書（例1）

ストレスチェックの実施以外の産業医活動については産業医が行い、ストレスチェックの実施については、相談機関等が行う場合 様式第1-2号若しくは実施機関との契約書が別途必要

〇〇〇事業者（以下「甲」という。）と〇〇〇産業医（以下「乙」という。）とは、甲の従業員に実施するストレスチェックに関する業務について次のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条 乙は、甲の従業員に対し、次の各号に挙げる業務を行うものとする。

- （1） ストレスチェックの実施についての助言
- （2） ストレスチェック実施後の面接指導の実施
- （3） ストレスチェックの結果についての集団分析
- （4） 面接指導の結果についての事業主への意見陳述
- （5） その他ストレスチェックに係る産業医活動

（報酬）

第2条 乙が本契約に基づいて行った業務に関し、甲が支払う報酬の額は、1回につき〇〇〇〇円とする。

2 甲は、業務完了後、〇日以内に乙の指定する口座に報酬を支払うものとする。

（責任の所在）

第3条 乙が本契約に定める業務を遂行中に受けた物的及び人的事故は、甲の責任とする。

ただし、乙の故意又は重大な過失によるものは、この限りではない。

（契約の期間）

第4条 本契約の期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（解除等）

第5条 甲、乙のいずれか一方の都合により、本契約を改定又は解除する場合は、事実発生の1か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、本契約に定める業務を遂行上知り得た甲の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約に定めのない事項）

第7条 本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定める。

本契約を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、甲、乙、それぞれ1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇号
産業医 〇〇 〇〇 ㊟

※この契約書は一例ですので、それぞれの事業場の実情に合わせて作成してください。ただし、ストレスチェック実施促進のための助成金を受給するためには、第1条(2)の業務は必ず必要になります。

8 ストレスチェックに係る産業医契約書（例2）

ストレスチェックに係る産業医契約書（例2）

ストレスチェックの実施およびその他の産業医活動についても産業医がすべて行う場合

〇〇〇事業者（以下「甲」という。）と〇〇〇産業医（以下「乙」という。）とは、甲の従業員に実施するストレスチェックに関する業務について次のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条 乙は、甲の従業員に対し、次の各号に挙げる業務を行うものとする。

- (1) ストレスチェックの実施
- (2) ストレスチェックの実施についての助言
- (3) ストレスチェック実施後の面接指導の実施
- (4) ストレスチェックの結果についての集団分析
- (5) 面接指導の結果についての事業主への意見陳述
- (6) その他ストレスチェックに係る産業医活動

（報酬）

第2条 乙が本契約に基づいて行った業務に関し、甲が支払う報酬の額は、ストレスチェック実施に係る費用として1人あたり〇〇〇円、産業医活動1回につき〇〇〇〇円とする。

2 甲は、業務完了後、〇日以内に乙の指定する口座に報酬を支払うものとする。

（責任の所在）

第3条 乙が本契約に定める業務を遂行中に受けた物的及び人的事故は、甲の責任とする。

ただし、乙の故意又は重大な過失によるものは、この限りではない。

（契約の期間）

第4条 本契約の期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（解除等）

第5条 甲、乙のいずれか一方の都合により、本契約を改定又は解除する場合は、事実発生の1か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、本契約に定める業務を遂行上知り得た甲の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約に定めのない事項）

第7条 本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定める。

本契約を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、甲、乙、それぞれ1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇号
産業医 〇〇 〇〇 ㊟

※この契約書は一例ですので、それぞれの事業場の実情に合わせて作成してください。ただし、ストレスチェック実施促進のための助成金を受給するためには、第1条(3)の業務は必ず必要になります。

9 ストレスチェックに係る産業医契約書（例3）

ストレスチェックに係る産業医契約書（例3）

事業場が相談機関と契約し相談機関の産業医が実施と産業医活動の両方を行う場合

〇〇〇事業者（以下「甲」という。）と〇〇〇相談機関（以下「乙」という。）と医師 〇〇〇〇（以下「丙」という。）とは、甲の従業員に対して実施するストレスチェックに関する業務について次のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条 甲及び乙はストレスチェックに関する業務にあたる産業医として乙に所属する丙を選任する。なお、丙は、甲の従業員に対し、次の各号に挙げる業務を行うものとする。

- (1) ストレスチェックの実施
- (2) ストレスチェックの実施についての助言
- (3) ストレスチェック実施後の面接指導の実施
- (4) ストレスチェックの結果についての集団分析
- (5) 面接指導の結果についての事業主への意見陳述
- (6) その他ストレスチェックに係る産業医活動

（報酬）

第2条 乙及び丙が本契約に基づいて行った業務に関し、甲が支払う報酬の額は、ストレスチェック実施に係る費用として1人あたり〇〇〇円、産業医活動1回につき〇〇〇〇円とする。

2 甲は、業務完了後、〇日以内に乙又は乙の指定する口座に報酬を支払うものとする。

（責任の所在）

第3条 乙及び丙が本契約に定める業務を遂行中に受けた物的及び人的事故は、甲の責任とする。

ただし、乙及び丙の故意又は重大な過失によるものは、この限りではない。

（契約の期間）

第4条 本契約の期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（解除等）

第5条 甲、乙及び丙のいずれかの都合により、本契約を改定又は解除する場合は、事実発生の1か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙及び丙は、本契約に定める業務を遂行上知り得た甲の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約に定めのない事項）

第7条 本契約に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、これを定める。

本契約を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙及び丙がそれぞれ1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇号
〇〇〇相談機関
所長 〇〇 〇〇 ㊟

丙 産業医 〇〇 〇〇 ㊟

※この契約書は一例ですので、それぞれの事業場の実情に合わせて作成してください。ただし、ストレスチェック実施促進のための助成金を受給するためには、第1条(3)の業務は必ず必要になります。

10 労働保険料一括納付に係る証明書

労働保険料一括納付に係る証明書

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

当機関が、下記事業場の労働保険料について一括納付していることを証明します。

記

【ストレスチェックを実施する事業場名等】

労働保険番号	事業場名	人数
		人

平成 年 月 日

事業場名（本社等） ○○○○ 株式会社

代表者 ⑩

V ストレスチェック制度の導入サポート

独立行政法人労働者健康安全機構では、事業場における「ストレスチェック制度」導入をサポートするために、本助成金のほか、次の事業を実施しています。利用は無料ですので、併せてご活用ください。

1 ストレスチェック制度サポートダイヤル

産業医、保健師等のストレスチェック実施者や事業主、衛生管理者等のストレスチェック制度担当者等からの、ストレスチェック制度に係る実施方法などの専門的な相談に対応する電話相談窓口を開設しています。

<電話番号>

全国統一ナビダイヤル 0570-031050

※相談は無料ですが、通話料がかかります。

<開設時間>

平日10時～17時

(土曜、日曜、祝日、12/29～1/3は除く)

※詳細については、こちらを御覧ください。

<http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/heipline/tabid/1008/Default.aspx>

2 ストレスチェック制度実施のための研修

全国47都道府県にある産業保健総合支援センターでは、①産業医等の実施者向け、②衛生管理者等制度担当者向け、③事業者向けの3種類の研修会を随時開催しています。

研修スケジュールは、各産業保健総合支援センターのホームページ等でご確認ください。

3 個別訪問による支援

メンタルヘルス対策の専門家が、直接事業場を訪問して、ストレスチェック制度の導入について、各事業場の状況にあった具体的なアドバイスをします。

また、管理監督者を対象として、ストレスチェック制度に係る内容を含めた「メンタルヘルス教育」を実施しています。詳細については、最寄りの産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

VI 全国の産業保健総合支援センター一覧

(H28年4月1日現在)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011(242)7701	滋賀	077(510)0770
青森	017(731)3661	京都	075(212)2600
岩手	019(621)5366	大阪	06(6944)1191
宮城	022(267)4229	兵庫	078(230)0283
秋田	018(884)7771	奈良	0742(25)3100
山形	023(624)5188	和歌山	073(421)8990
福島	024(526)0526	鳥取	0857(25)3431
茨城	029(300)1221	島根	0852(59)5801
栃木	028(643)0685	岡山	086(212)1222
群馬	027(233)0026	広島	082(224)1361
埼玉	048(829)2661	山口	083(933)0105
千葉	043(202)3639	徳島	088(656)0330
東京	03(5211)4480	香川	087(826)3850
神奈川	045(410)1160	愛媛	089(915)1911
新潟	025(227)4411	高知	088(826)6155
富山	076(444)6866	福岡	092(414)5264
石川	076(265)3888	佐賀	0952(41)1888
福井	0776(27)6395	長崎	095(865)7797
山梨	055(220)7020	熊本	096(353)5480
長野	026(225)8533	大分	097(573)8070
岐阜	058(263)2311	宮崎	0985(62)2511
静岡	054(205)0111	鹿児島	099(252)8002
愛知	052(950)5375	沖縄	098(859)6175
三重	059(213)0711		

◆全国の産業保健総合支援センター一覧

<http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1 番 1 号 事務管理棟

TEL : 044-431-8661 FAX : 044-441-5543

<http://www.johas.go.jp/>

(平成 28 年 8 月)